



小川 不朽 議員 … 2 件の一般質問

マウンテンバイク専用コース、フロートレイル整備事業 旭ヶ丘総合公園には法令の規制があるのでは

町長：検証し、来年度以降に結びつけていきたい

小川 旭ヶ丘スキー場は、町民の心身の健全なる発達と体育の普及振興を目的に設置された都市計画施設である。

この旭ヶ丘スキー場を国際リゾートとして通年観光を実現するための環境整備事業は、都市公園法・町都市公園条例・町旭ヶ丘スキー場管理運営条例などに違反すると考えるが何う。

町長 フロートレイル（以下FTI）の実証事業は、世界に誇れる国際リゾートづくり加速化事業の中の「スポーツツーリズム事業」の「FTI実証コース造成及び旭ヶ丘利用構想策定」として、町が倶知安観光協会に業務委託した。

この事業は、スポーツ振興という観点であるので、利用目的は法令に違反しないと考えている。実証実験の結果は、業務委託期間が来年3月31日までで、現時点の具体的な成果は示すことができないが、一定の評価を

得ているとの報告を受けている。

小川 「スポーツツーリズム事業」とは、

観光庁が推進している観光目的の施策。違法でないとする法定根拠を何う。都市公園法運用指針では、「占用の場所は、都市公園の広場内」とある。今回の許可は、「広場内」と解釈するのか。スキー場でのマウンテンバイク（以下MTB）の専用コースを維持可能とする法の根拠を明らかにすべき。

町長は目的外使用に当たらないとするが、遊歩道を壊してMTBの実験コースをつくること自体が目的外使用である。単年度の実験事業であるから、実験終了後、直ちに現状に戻すことは当然である。現状復帰は受託者の責任。最終現状復帰に、町が「公園管理」予算の一部7万円をかけて埋め戻した400万円を含むべき。観光協会への業務委託料1785万円のうち

400万円が本事業である。第三者に委任・請け負わせてはならないとする契約書に違反すると考えられるが。

実証結果が出るが、来年度の当初予算の中に組み込まれるのか。

町長 MTBの取り組みはスポーツという根拠のもとでの取り扱いと認識している。

単年度で占用許可が終われば当然、現状回復だが、冬期間のスキー場に支障のない限りで現状復帰した。

その後、町の考えのもと、7万円かけて安全管理上の対応策として現状回復を講じた。

400万円は、スイスからコース造成のアドバースのために来ていた分の積算の予算でもあり、観光協会の中でコース造成している。他に外注していないので、第三者委託ではないと認識している。

実証実験の結果、問題があれば当然中止である。予算的なことは、観光協会と話し合い、詰めてい

かなければならない。

小川 違法でないとする答弁を得ていない。

「地方創生事業と都市公園事業」とが、合法的に行われる事業なのか。実証結果をもとに意見反映し、再考をお願いする。また、この間の議会のチェック機能が十分であったのかについても、最大の反省点である。

町長 今回の実証実験で、

来年度以降、課題があるものについては克服し次の展開をしていく。

この実証実験から将来的には夏も冬も通年的に使え、FTIとの共存が図られる場合には、法的にすみ分けする中で条例も改正して、位置づけていきたい。

FTI事業については、たくさんの指摘があるが、いろいろな角度から検証し、来年度以降に結びつけていきたい。



旭ヶ丘スキー場